

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>○川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例施行規則<br/>平成15年11月28日規則第120号<br/>(軽易な行為等)</p> <p>第5条 条例第3条第1項第7号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の建築行為</p> <p>(2) 建築基準法第85条第2項、<u>第6項及び第7項</u>に規定する仮設建築物の建築行為</p> <p>(3) 都市計画法第29条第1項第11号に掲げる開発行為</p> <p>(4) 建築基準法第52条第1項の規定による建築物の容積率（以下「指定容積率」という。）が10分の6以下の地域において行う建築行為にあつては、延べ面積が300平方メートル以下である建築物（中高層建築物（川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例（平成7年川崎市条例第48号）第2条第2項第3号に規定する中高層建築物をいう。以下同じ。）を除く。以下次号から第8号までにおいて同じ。）の建築行為</p> <p>(5) 指定容積率が10分の6を超え10分の8以下の地域において行う建築行為にあつては、延べ面積が400平方メートル以下である建築物の建築行為</p> <p>(6) 指定容積率が10分の8を超える地域において行う建築行為にあつては、延べ面積が500平方メートル以下である建築物の建築行為</p> <p>(7) 前3号に掲げる指定容積率に係る地域の2以上にわたる場合の建築行為にあつては、当該各号に掲げる指定容積率に係る地域の土地の面積を敷地面積で除して得た割合に当該各号に掲げる指定容積率に応じて定めた延べ面積の限度を乗じて得たものの合計以下の延べ面積の建築物の</p> | <p>○川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例施行規則<br/>平成15年11月28日規則第120号<br/>(軽易な行為等)</p> <p>第5条 条例第3条第1項第7号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の建築行為</p> <p>(2) 建築基準法第85条第2項、<u>第5項及び第6項</u>に規定する仮設建築物の建築行為</p> <p>(3) 都市計画法第29条第1項第11号に掲げる開発行為</p> <p>(4) 建築基準法第52条第1項の規定による建築物の容積率（以下「指定容積率」という。）が10分の6以下の地域において行う建築行為にあつては、延べ面積が300平方メートル以下である建築物（中高層建築物（川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例（平成7年川崎市条例第48号）第2条第2項第3号に規定する中高層建築物をいう。以下同じ。）を除く。以下次号から第8号までにおいて同じ。）の建築行為</p> <p>(5) 指定容積率が10分の6を超え10分の8以下の地域において行う建築行為にあつては、延べ面積が400平方メートル以下である建築物の建築行為</p> <p>(6) 指定容積率が10分の8を超える地域において行う建築行為にあつては、延べ面積が500平方メートル以下である建築物の建築行為</p> <p>(7) 前3号に掲げる指定容積率に係る地域の2以上にわたる場合の建築行為にあつては、当該各号に掲げる指定容積率に係る地域の土地の面積を敷地面積で除して得た割合に当該各号に掲げる指定容積率に応じて定めた延べ面積の限度を乗じて得たものの合計以下の延べ面積の建築物の</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>建築行為</p> <p>(8) 第4号から前号までにおいて定める延べ面積を超える建築物の建築行為（建築物を新築する場合を除く。）にあつては、当該建築物の延べ面積が敷地面積の10分の1以下で、かつ、当該建築物の壁面から敷地境界線までの水平距離が10メートル以上である建築物の建築行為</p> | <p>建築行為</p> <p>(8) 第4号から前号までにおいて定める延べ面積を超える建築物の建築行為（建築物を新築する場合を除く。）にあつては、当該建築物の延べ面積が敷地面積の10分の1以下で、かつ、当該建築物の壁面から敷地境界線までの水平距離が10メートル以上である建築物の建築行為</p> |